

理学研究科における東北大学グローバル奨学生募集要項

1 目的

東北大学グローバル奨学生（以下「本奨学生」という。）制度は、東北大学（以下「本学」という。）に在籍する意欲と能力に溢れる優秀な修士学生及び博士学生に奨学生を支給することで、学術研究に専念できる環境を提供し、もって創造と変革を先導する人材を育成することを目的とする。

2 定義

この要項において「修士学生」とは、理学研究科（以下「本研究科」という。）の博士課程前期2年の課程に在籍する者、「博士学生」とは、本研究科の博士課程後期3年の課程に在籍する者をいう。

3 奨学生の資格

本奨学生の受給を受けることができる者は、修士課程2年生及び博士課程1年生であって、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ① 博士課程の進学を強く希望していること
- ② 学業成績、人物ともに優れていること
- ③ 本学が実施する別紙に掲げる奨学生、奨励金等の支給を受けていないこと
- ④ 本学以外の機関、民間その他団体等が実施する別紙に掲げる奨学生等の支給による経済的支援を受けていないこと

4 奨学生の採用数

若干名（修士2年生・博士1年生）

5 出願手続

所定の「東北大学グローバル奨学生制度申請用紙」に記入の上、所属する専攻から指示された必要書類と合わせて、令和5年1月27日（月）までに教務企画係（数学専攻は数学専攻事務室）に提出する。

6 奨学生の決定

本研究科は、3の奨学生の資格を満たす者のうちから採用候補者を選出し、総長が奨学生を決定する。

なお、総長から決定者への通知は「奨学生受給者決定通知書」により行われる。

7 奨学生の支給額及び交付

- (1) 奨学生の支給額は、月額5万円とする。
- (2) 奨学生は、7月と1月に本学から奨学生本人名義の口座に30万円を振り込むこととする。ただし、奨学生の停止、解除等により支給できないときは、支給額が確定した後、速やかに振り込むものとする。

8 奨学生の支給期間

修士課程の1年間と、博士課程の標準修業年限まで

9 支給の取消

- (1) 奨学生が次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、それ以後の奨学金の支給を取り消すものとする。
- ① 退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合
 - ② 除籍された場合
 - ③ 死亡した場合
 - ④ 3の資格を満たさなくなった場合
 - ⑤ 10（2）に定める期間を超えた場合
 - ⑥ 奨学生本人から辞退の申し出があった場合
 - ⑦ 学業成績が著しく不良であると認められた場合
 - ⑧ その他総長が奨学金の支給を取り消すに足る事由があると判断した場合
- (2) 奨学生は、9（1）に掲げる場合のいずれかに該当して奨学金の支給を取り消された場合において既に当該年度分の奨学金の振り込みを受けていたときは、奨学金の支給の取り消しの事由が生じた日から起算して、その残月数に奨学金の月額を乗じた額を返納しなければならない。ただし、総長が返納を要しないと判断した場合は、この限りではない。
- (3) 9（1）に掲げる場合のいずれかに該当して奨学金の支給を一旦取り消された奨学生は、その後取消しの事由が消滅した場合にあっても、奨学金の受給資格は回復されないものとする。

10 支給の停止

- (1) 奨学生が奨学金の支給期間に休学した場合には、休学の開始日が属する月以降の奨学金の支給を停止する。
- (2) 奨学金の支給を停止する期間は、1年を超えない範囲とする。
- (3) 奨学金の支給を停止した期間は、奨学金の支給期間に含めないものとする。
- (4) 奨学生は10（1）により奨学金の支給を停止された場合において既に当該年度分の奨学金の振り込みを受けていたときは、当該年度における休学の開始の日が属する月以降の月数に奨学金月額を乗じた金額を返納しなければならない。

11 支給の停止解除

総長は、10（1）により奨学金の支給を停止された奨学生が復学した場合には、当該奨学生の奨学金の支給の停止を解除することができる。

12 支給の継続手続

奨学生の学年進行に伴う継続手続は、年度末に本研究科において審査（奨学生本人からの報告書および指導教員推薦書）を行い、次年度の採用候補者とする。なお、修士課程の奨学生は、博士課程への進学をもって次年度の採用候補者とする。

別紙

3 奨学生の資格について

東北大学グローバル奨学生の資格対象外（取消・停止等）とする支援等は以下のとおりとする。

各種支援等名称	
学外 ・ その 他	<ul style="list-style-type: none">・国費外国人留学生・政府派遣留学生・日本学術振興会特別研究員DC2・DC1・地方公共団体、その他民間奨学財団等の実施する給付型奨学生（併給不可のもの）・社会人学生のうち、在籍する企業・団体により奨学生受給が不可の者
学 内	<ul style="list-style-type: none">・東北大学大学院リーディングプログラム奨励金・東北大学学際高等研究教育院博士研究教育院生・東北大学学際高等研究教育院修士研究教育院生・国際共同学位取得支援制度・産学共創大学院プログラム・大学フェローシップ創設事業・次世代研究者挑戦的研究プログラム・戦略的学生受入プログラム・リクルート戦略提案型プログラム・東北大学基金を財源とする他の奨学金制度